

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担法は憲法・教育基本法に定められた国民の教育権を保障するため「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的」とした法律です。国はこの目的を達成するために、教職員給与費をはじめとする各費目を一貫して保障してきました。

しかし、昭和60年度の予算義務教育費国庫負担金から旅費・教材費の費目が除外されて以来、現在の国庫負担金は教職員の給与費・諸手当の費目等が適用対象とされています。しかも、「三位一体の改革」の中で、「義務教育費国庫負担制度の見直し」が余儀なくされています。

平成18年度の義務教育費国庫負担金は、「2分の1」から「3分の1」負担に引き下げられ、約8,500億円程度減額し、削減分は税源移譲予定特例交付金に措置されることとなります。

「三位一体の改革」では、削減額の全額を地方に税源移譲と言われていますが、移譲されたとしても40道府県で現在の国庫負担額より税源移譲額が下回る試算になります。45道府県まで広がってきた少人数学級の取り組みも、後退を余儀なくされてしまう恐れが生じてきています。

以上の趣旨から、地方自治法第99条にもとづいて同制度の堅持を求める意見書を提出いたします。

平成18年6月15日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿